

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第45条並びに第46条第1項及び第2項の規定による実績報告等における情報通信の技術の利用について（通知）

日ごろから本県の廃棄物行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号。以下「施行規則」という。）第45条並びに第46条第1項及び第2項の規定による実績報告等について、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等として、令和4年2月28日付け長野県告示第77号で告示しましたので、御了知いただきますとともに、協会員への周知について御協力をお願いします。

記

1 概要

施行規則第45条並びに第46条第1項及び第2項の規定による実績報告等について、電子申請等による提出を可能とする。

| |
|---|
| 施行規則第45条第1項の規定による産業廃棄物運搬実績報告書、及び産業廃棄物処分実績報告書 施行規則第45条第2項の規定による産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書 施行規則第46条第1項の規定による産業廃棄物処理計画書 施行規則第46条第2項の規定による産業廃棄物処理計画実施状況報告書 |
|---|

2 これまでとの変更点

(1) 施行規則第45条第1項及び第2項の規定による実績報告等

これまで、郵送又は持参としていた提出方法に加え、ながの電子申請サービス、電子メールを利用した提出方法を加える。

(2) 施行規則第46条第1項及び第2項の規定による準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画及び実施状況報告

これまで、郵送又は持参としていた提出方法に加え、ながの電子申請サービス、電子メールを利用した提出方法を加える。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2及び第8条の17の3の規定による多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等については、既に電子申請等による提出が可能。

3 適用日

令和4年2月28日（月）

4 その他

令和4年度報告に関する情報は、長野県ホームページ（以下のURL）に掲載します。

【ホーム > 暮らし・環境 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物 > 産業廃棄物処理実績報告】
(URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jisseki.html>)

| |
|--|
| 長野県 環境部 資源循環推進課 廃棄物政策係 課長：滝沢朝行 担当：櫻井 傑 電 話 026-235-7187 F A X 026-235-7259 E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp |
|--|